

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府規則において定めるように規定されている事項その他薬学府（以下「本学府」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第1条の2 薬学の目的は、物質の科学と生体の科学との融合深化を図るとともに、健康の維持・増進のため疾病の予防・治癒に向けた医薬の創製とその適正使用および環境に関わる科学を体系的に探究し、その成果を具体的な科学技術や技能として、21世紀における高度知識社会・高齢化社会へ還元することによって人類の医療・福祉に貢献することである。本学府ではこの薬学研究の目的を達成するために、それらに関わる人材の育成に努める。

(創薬科学国際コース)

第2条 本学府の創薬科学専攻の修士課程及び博士後期課程に、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。）として、創薬科学国際コースを置く。

(入学考査)

第3条 入学を志願する者に対する考査は、学力検査、出身大学の学長、学部長又は研究科等の長による成績証明書その他本学府の定める資料によって行うものとする。

2 博士後期課程に入学を志願する者については、前項に定めるもののほか、修士論文についても考査を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、入学を志願する者に対する考査については、薬学府教授会（以下「本学府教授会」という。）の議を経て、薬学府長（以下「本学府長」という。）が定めるものとする。

(学期)

第4条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第5条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目、単位、履修方法等)

第6条 専攻ごとの授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、臨時に開設する授業科目については、その都度本学府教授会の議を経て、本学府長が定める。

3 学生は、毎学期の始めに、履修しようとする授業科目及び単位を指導教員の指示に従って選定し、本学府長に届け出なければならない。

4 単位計算の基準は、講義及び演習については、15時間をもって1単位とする。

5 学府において教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部の課程による授業科目及び単位を指定して履修させることができる。

6 本学府長は、本学府教授会の議を経て、教育上有益と認めるときは、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

7 前2項の規定により履修した単位は、本学府教授会の議を経て、15単位を限度として課程修了の要件となる単位に充当することができる。

8 本学府長は、本学府教授会の議を経て、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

第7条 各授業科目の成績評価は、学期末に各授業科目を担当する教員又は指導教員が行う。

2 前項の成績評価は、筆答試験又は口頭試験によって行う。

3 成績は、S、A、B、C及びFの5種のいずれかの評語をもって表し、S、A、B及びCをもって合格とし、Fを不合格とする。

4 病気その他やむを得ない事由のため受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

5 第3項の合格の認定を受けた授業科目については、本学府教授会の議を経て、所定の単位を与える。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条の2 本学府の学生が、通則第26条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(修士課程の修了要件)

第8条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、通則及びこの規則の定めるところにより30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第9条 創薬科学専攻の博士課程の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、通則及びこの規則の定めるところにより60単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が必要と認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

第9条の2 臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、臨床薬学専攻の博士課程に4年以上在学し、通則及びこの規則の定めるところにより、40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるとき

は、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(修士論文の提出)

第10条 修士論文は、修士課程において所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ、提出することができない。

2 修士論文は、在学期間中、本学府の定める期日までに学府長に提出するものとする。

(修士論文の審査)

第11条 本学府長は、修士論文を受理したときは、本学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、修士論文を受理した後1月以内に終了するものとする。

3 本学府教授会は、第1項により付託された修士論文を審査するため、論文調査委員(以下「調査委員」という。)を定めて、その修士論文の調査及び最終試験を行わせる。

4 最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

5 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって本学府教授会に報告しなければならない。

6 本学府教授会は、前項の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審査する。

(博士論文の提出)

第12条 創薬科学専攻においては、博士論文は、創薬科学専攻の博士後期課程に2年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、創薬科学専攻の博士後期課程に在学する者で、本学府教授会の議を経て、本学府長が優れた研究業績を上げたと認めたものについては、在学期間が2年に満たなくても博士論文を提出することができる。

2 臨床薬学専攻においては、博士論文は、臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた者でなければ提出することができない。ただし、臨床薬学専攻の博士課程に在学する者で、本学府教授会の議を経て、本学府長が優れた研究業績を上げたと認めたものについては、在学期間が3年に満たなくても博士論文を提出することができる。

(薬剤師国家試験受験資格取得コース)

第12条の2 本学府の創薬科学専攻の博士後期課程に薬剤師国家試験受験資格取得コースを置く。

2 薬剤師国家試験受験資格取得コースの授業科目、単位及び履修方法は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定に基づく厚生労働大臣の認定を受け、薬剤師法(昭和35年8月10日法律第146号)に基づく薬剤師国家試験の受験資格を得ようとする者は、第8条に定める創薬科学専攻修士課程又は第9条第1項に定める創薬科学専攻博士課程の修了の要件を満たし、薬剤師国家試験受験資格取得コースに関する科目について所定の単位を修得しなければならない。

(科目等履修生)

第13条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則(平成16年度九大規則第91号)第2条第2項に定めるところによる。

第14条 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第15条 科目等履修生の履修した授業科目については、成績評価を行い、合格とされたものについて所定の単位を与える。

第16条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(聴講生)

第17条 別表第1、別表第2及び別表第3の授業科目について聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することがある。

第18条 聴講を志願できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

第19条 聴講を志願する者は、所定の願書に履歴書及び検定料を添えて本学府長に提出しなければならない。

第20条 聴講を志願する者に対する選考方法については、本学府委員会が定める。

(雑則)

第21条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項は、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年度九大規則第82号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学薬学府規則は、平成18年度に薬学府に入学する者から適用し、平成18年3月31日に薬学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き当該学府に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年度九大規則第149号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学薬学府規則は、平成19年度に本学府に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き当該学府に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年度九大規則第47号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則 (平成19年度九大規則第98号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院薬学府規則第2条の規定は、平成19年5月1日から適用する。

附 則 (平成20年度九大規則第97号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院薬学府規則は、平成21年度に本学府に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き本学府に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年度九大規則第100号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院薬学府規則(以下「新規則」という。)は、平成22年4月1日に開設する本学府創薬科学専攻の修士課程に入学する者から適用し、次の各号に掲げる者については、なお従前の例による。

(1) 平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き本学府に在学する者

(2) 新規則施行の際現に存続する医療薬科学専攻又は創薬科学専攻の博士後期課程に入学する者(前号に該当する者を除く。)

附 則 (平成23年度九大規則第132号)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院薬学府規則は、平成24年度に本学府に入学する者及び平成24年4月1日に開設する本学府創薬科学専攻の博士後期課程及び臨床薬学専攻の博士課程に進学する者から適用し、同年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き本学府に在学する者については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年度九大規則第114号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院薬学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者

から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第69号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第144号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院薬学府規則は、平成26年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第170号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第49号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第136号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学薬学府規則別表第1の規定は、平成29年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第114号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院薬学府規則は、平成31年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成31年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第65号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院薬学府規則は、令和2年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第29号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第105号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院薬学府規則は、令和3年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第105号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院薬学府規則は、令和4年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和4年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年度九大規則第67号）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院薬学府規則は、令和6年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和6年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表第1 創薬科学専攻（修士課程）

一 履修方法

(1)から(3)までに掲げる単位を含む30単位以上を修得しなければならない。

- (1) 科目区分「先端研究実験」について2科目16単位
- (2) 科目区分「先端研究演習」について2科目2単位以上
- (3) 科目区分「先端研究英語講義」について1科目1単位以上

二 授業科目及び単位数

科目区分	授業科目	単位数
先端研究実験	先端研究実験Ⅰ	8
	先端研究実験Ⅱ	8
先端研究演習	医薬化学演習Ⅰ	1
	生物薬学演習Ⅰ	1
	物理薬学演習Ⅰ	1
	医療薬学演習Ⅰ	1
	医薬化学演習Ⅱ	1
	生物薬学演習Ⅱ	1
	物理薬学演習Ⅱ	1
	医療薬学演習Ⅱ	1
大学院薬学総論	薬学総論Ⅰ（創薬学と育薬学）	1
	薬学総論Ⅱ（実践的創薬開発）	1
	薬学系キャリアデザイン	1
先端研究英語講義	医薬化学研究	1
	生物薬学研究	1
	物理薬学研究	1
	医療薬学研究	1
先端研究基礎講義	薬理・基礎理論	2
	薬理・疾患治療	2
	薬剤・動態学	1
	薬物送達システム学	1
	物理化学的測定法	1

		機能性分子の設計と機器開発	2
		タンパク質医薬品論	1
		細胞複製システム論	1
		細胞内タンパク質輸送システム論	1
		大学院有機化学	2
		最先端創薬研究論	1
		天然資源学	1
		染色体生物学とそのがん研究への応用	1
薬学研究 教育実習	研究・技術 実習	生物薬学研究技術実習	1
		国際先端薬学実習	1
		科学論文発表	1
		英語科学討論	1
		連携大学院合宿研修	1
	教育指導実 習	有機化学系教育指導実習	1
		物理薬学系教育指導実習	1
		生物薬学系教育指導実習	1
医療薬学系教育指導実習		1	

創薬科学国際コース

一 履修方法

(1) から (3) までに掲げる単位を含む 30 単位以上を修得しなければならない。

(1) 科目区分「Advanced Research Experiments」について 2 科目 16 単位

(2) 科目区分「Presentation Practice in Pharmaceutical Sciences」について 2 科目 2 単位以上

(3) 科目区分「Advanced Research in Pharmaceutical Science in English」について 1 科目 1 単位以上

二 授業科目及び単位数

科目区分	授業科目	単位数
Advanced Research Experiments	Advanced Research Experiments I	8
	Advanced Research Experiments II	8
Presentation Practice in Pharmaceutical Sciences	Presentation Practice I in Medicinal Chemistry	1

	Presentation Practice I in Pharmaceutical Biochemistry	1
	Presentation Practice I in Physical Pharmaceutics	1
	Presentation Practice I in Clinical Pharmaceutics	1
	Presentation Practice II in Medicinal Chemistry	1
	Presentation Practice II in Pharmaceutical Biochemistry	1
	Presentation Practice II in Physical Pharmaceutics	1
	Presentation Practice II in Clinical Pharmaceutics	1
Outline of Pharmaceutical Sciences	Outline of Pharmaceutical Sciences I	1
	Outline of Pharmaceutical Sciences II	1
	Career Design in Pharmaceutical Sciences	1
Advanced Research in Pharmaceutical Science in English	Advanced Research in Medicinal Chemistry	1
	Advanced Research in Pharmaceutical Biochemistry	1
	Advanced Research in Physical Pharmaceutics	1
	Advanced Research in Clinical Pharmaceutics	1
Lectures in Advanced Science and Technology Related to Pharmaceutical Sciences	Pharmacology: the Basis	2
	Pharmacology in the Therapy	2
	Pharmaceutics and Clinical Pharmacokinetics	1
	Drug Delivery System	1
	Methods on Physical Chemistry	1
	Development of Functional Molecules and Analytical Systems	2
	Protein therapeutics	1
	Cell Duplication Systems	1
	Membrane Traffic System	1
	Advanced Organic Chemistry	2
	Frontier Research of Medicinal Chemistry	1
	Pharmacognosy	1

		Chromosome Biology and Its Implication in Cancer Research	1
Teaching Practice of Pharmaceutical Sciences	Practical Training of Research Technique	Practical Training of Technique of Bio-pharmaceutical Science Experiment	1
		Advanced Training in International Pharmaceutical Sciences	1
		Research Presentation at a Scientific Meeting	1
		Science Discussion in English	1
		Training Camp by Allied Graduate Schools	1
	Teaching Practice	Teaching Practice in Medicinal Chemistry	1
		Teaching Practice in Physical Pharmaceutics	1
		Teaching Practice in Pharmaceutical Biochemistry	1
		Teaching Practice in Clinical Pharmaceutics	1

別表第2 創薬科学専攻（博士後期課程）

一 履修方法

科目区分「高度融合研究実験」1科目24単位を含む30単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目及び単位数

科目区分	授業科目	単位数
高度融合研究実験	高度融合研究実験	24
高度融合研究演習	高度融合研究演習 I	4
	高度融合研究演習 II	4
先端研究指導実習	先端研究指導実習	2
先端研究技術実習	先端インターンシップ実習	2
	先端科学論文発表	2
創薬・臨床コラボ実習	創薬・臨床コラボ実習	4

創薬科学国際コース

一 履修方法

科目区分「Professionals Consolidated Research Experiments」1科目24単位を含む30単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目及び単位数

科目区分	授業科目	単位
Professionals Consolidated Research Experiments	Professionals Consolidated Research Experiments	24
Professionals Consolidated Research Practice	Professionals Consolidated Research Practice I	4
	Professionals Consolidated Research Practice II	4
Advanced Practical Training of Teaching in Doctor Student	Advanced Practical Training of Teaching in Doctor Student	2
Advanced Practical Training of Research Technique	Advanced Practical Training of Internship	2
	Advanced Research Presentation at a Scientific Meeting	2
Practical Training for Collaboration	Practical Training for Collaboration	4

between Drug Discovery and Clinical Pharmacy	between Drug Discovery and Clinical Pharmacy	
--	--	--

別表第3 臨床薬学専攻（博士課程）

一 履修方法

科目区分「先端医療薬学研究実験」1科目32単位を含む40単位以上を修得しなければならない。

二 授業科目及び単位数

科目区分	授業科目	単位数
先端医療薬学研究実験	先端医療薬学研究実験	32
先端医療薬学研究演習	先端医療薬学研究演習Ⅰ	4
	先端医療薬学研究演習Ⅱ	4
	先端医療薬学研究演習Ⅲ	4
臨床研究・試験演習	臨床研究演習	2
	臨床試験演習	1
腫瘍関連講義	腫瘍治療学Ⅰ	2
	腫瘍治療学Ⅱ	2
腫瘍関連研究・実習	腫瘍治療学実習	4
創薬・臨床コラボ実習	創薬・臨床コラボ実習	4